

補欠監査役選任制度についての法務省の解説

日本監査役協会
事務局

補欠監査役の選任制度が平成15年4月9日付け法務省民商第1079号法務省民事局商事課長の通知で認められましたが、同課担当官による解説を別紙のとおり入手しましたので掲載します。

事務局からの注記

- 1 この解説は5月末に発刊される「月刊監査役」6月号にも掲載することになっています。
- 2 この解説は担当官によるものではありませんが、登記事務の処理に当たる登記所の登記官は、この解説をも踏まえて業務を処理することになります。
- 3 この解説には記載されていませんが、定款変更を行うことを前提に補欠監査役を選任するための手続（監査役会の同意、総会招集通知への記載等）を行い、定款変更を議決した後にその総会で補欠監査役を選任することができるか否かについて、本件解説を行った担当官に質問したところ、「定款変更を行う総会で補欠監査役を選任することができるのは当然であり、あえて解説をするような事項ではないので、解説では触れていない。」旨の回答がありました。

(別紙)

定時株主総会における社外監査役補欠者の予選の可否について

(解説)

- 1 本件照会は、一定の内容の定款の定めを有する株式会社が、定時株主総会において社外監査役の補欠者を予選することの可否を問うものである。

本件の背景として、最近の商法改正により、一定の数の社外取締役又は社外監査役を置くことが必要とされるようになっていることが挙げられる。すなわち、本年4月から導入された委員会等設置会社にあつては、委員会を構成する取締役の過半数は社外取締役でなければならないとされ、また、監査役についても、平成17年5月以降は、大会社の監査役(3人以上)のうち半数以上は社外監査役でなければならないこととなる。このような社外取締役又は社外監査役が、その任期中に辞任等により退任し、法律又は定款に定める員数を欠くに至った場合には、臨時株主総会を開催して後任者を選任するか、仮取締役又は仮監査役の選任を請求する必要がある(これを怠ると、代表取締役は100万円以下の過料に処せられる。)。しかし、上場会社等にあつては臨時株主総会の開催には多額の費用を要するし、仮取締役又は仮監査役についても、刊行されている資料によれば、現在では、残任期が6か月以上ある場合には実務上選任がされないということではないようである(資料版/商事法務1995年10月号8頁以下、2001年2月号27頁以下参照)が、定時株主総会の直前又は直後など、員数を欠くに至った時期のいかに問わず対応可能かという点については、実務界には不安感もあるようである。他方、このような事態に備えて、あらかじめ、法律又は定款で定める員数よりも多数の社外取締役及び社外監査役を選任しておくことも可能ではあるが、その報酬の支払が会社にとって負担となる。

このような状況の下で、商法の解釈上、取締役及び監査役の補欠者の予選を可能としてほしいとの要請が、社団法人日本経済団体連合会及び社団法人日本監査役協会から寄せられていたところであり、これらの経緯を踏まえて、

本件照会回答がなされるに至ったものである。

- 2 一般に、株主総会の決議に条件又は期限を付すことも否定されてきたわけではない。民法上、法律行為に条件又は期限を付すことは認められており、株主総会の決議についても、条件又は期限付きの決議を禁止する旨の商法上の規定もないことから、法律の強行規定、定款又は株式会社の本質に反しない限度で、条件又は期限を付すことは可能であると解されている。株主総会の決議のように、多数者間の法律関係を画一的に早期に確定させなければならない団体法上の行為については、無限定に条件又は期限を付してよいものと解することはできないが、その決議に期限等を付さなければならないとする合理的な理由がある場合には、合理的な範囲で条件又は期限を付すことができる（以上につき、登記研究221号47頁参照）。
- 3 本件照会回答においては、本件照会の記の1及び2の内容の定款の定めを有する株式会社については、定時株主総会において、社外監査役が退任した場合の補欠者を予選することも、合理的な範囲内の条件を付した決議として、次期定時総会の開催までの間は有効であり、次期定時総会までの間にある社外監査役が退任した場合には、当該予選された補欠者が社外監査役に就任することになるとされたものである。

この場合の監査役の退任及び就任による変更の登記の申請書には、監査役の退任を証する書面（商登法第81条第2項）、当該定時株主総会の議事録（同法第79条）及び定款（商登規第82条第1項）並びに監査役の就任承諾書（商登法第81条第1項）の添付を要することになる。

- 4 本件照会回答は、社外監査役の補欠者の予選に関するものであるが、その射程範囲は、社外監査役に限られることなく、株式会社の取締役又は監査役（大会社か否か、譲渡制限会社か否か、社外性の要件を備えた者か否かを問わない。）の補欠者の予選についても、同様に解すべきであろう。

補欠者が就任する条件は、次期定時総会の開催までの間に定款に定める員数（本件照会の例の場合。このほか定款に「法律に定める員数」又は「法律又は定款に定める員数」を欠くに至った場合に備えた定めを置くことも可能

であり、その場合は、それぞれ所定の員数)を欠くに至ることであり、その事由は、辞任、解任、死亡又は欠格事由が存在することのいずれでもよいと解される。

定款において、定時株主総会における補欠者の予選のみならず、臨時株主総会における補欠者の予選についても規定を設けている場合には、次期定時総会が開催されるまでの間効力を有するという前提で、臨時株主総会で補欠者を予選することも可能と解すべきであろう。

また、補欠者を予選した株主総会の後、補欠者の就任までの間に、合併、株式交換、新株発行等により、株主構成に変動を生じていることが登記上判明するような場合であっても、同様に取り扱って差し支えないものと解される。

< 大西 >